

地域包括支援センター全国担当者会議日程表

平成 22 年 6 月 15 日 (火) 10:30~16:00

於) 三田共用会議所

順番	時間帯	所要時間	説明内容及び説明者	資料番号
1	10:30~10:40	10 分	開会挨拶 老健局 振興課長 土生栄二	
2	10:40~11:10	30	地域包括支援センター職員研修事業について 振興課 課長補佐 懸上 忠寿	資料 1
3	11:10~11:40	30	市町村地域包括ケア推進事業について 振興課 人材研修係長 山本 明彦	資料 2
4	11:40~12:00	20	質疑応答	
	12:00~13:00	60	昼食休憩	
5	13:00~13:30	30	地域包括ケアについて 総務課 課長補佐 東内 京一	資料 3
6	13:30~14:00	30	介護予防事業について 老人保健課 課長補佐 小林 秀幸	資料 4
7	14:00~14:20	20	質疑応答	
	14:20~14:35	15	休憩	
8	14:35~16:00	85	パネルディスカッション (テーマ) 地域包括支援センターの課題と対応 ※質疑応答含む	資料 5

(担当 : 老健局振興課人材研修係)

地域包括支援センター全国担当者会議（6／15） 資料一覧

・地域包括支援センター全国担当者会議日程表

・座席表

・出席者名簿

【議事資料】

資料 1 地域包括支援センター職員研修事業について

資料 2 市町村地域包括ケア推進事業について

資料 3 地域包括ケアの実現に向けた関係事業の概要

資料 4 介護予防事業について

資料 5 パネルディスカッション用メモ

(平成22年度)

地域包括支援センター職員研修事業について

(地域包括ケア推進指導者養成事業)

第Ⅰ 実施方針策定の前提(地域包括ケアの推進)

地域住民が住み慣れた地域で安心して過ごすためには、①一人ひとりのニーズに応じて、医療や介護のみならず、介護保険外サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で用意されていること、②同時に、サービスがバラバラに提供されるのではなく、包括的・継続的に提供できるような地域の体制が出来ていることが必要である。(地域包括ケア)

包括的・継続的にサービスを提供するには、地域住民のニーズに応じて医療・介護・福祉サービスなどを適切にコーディネートし、適時に供給する体制が必要であるが、その中心的役割として、地域包括支援センター等が活躍することを期待されているところである。(地域包括支援センターネットワークの構築)

しかしながら、現在の地域包括支援センター(以下「包括センター」)の活動状況を見ると、介護予防業務などの比重が過多となり、必ずしも包括的・継続的にサービスが提供される体制作りが出来ていないのではないかとの指摘も出ている。包括センターは、地域包括ケアを支えるネットワークの中核機関として、その機能の強化が喫緊の課題となっている。

第Ⅱ 求められる人材の姿と研修の方向性

包括センターは、本来市町村が実施すべき、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助業務を受託して行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する機能を有しているものであることから、当該センターの職員は、個人又はチームとして地域住民に対する包括的な支援能力が何よりも求められる。

しかしながら、実際の支援は、包括センターのみで達成されるものではない。サービス提供事業者その他に、自治会、NPO、民生委員等住民協力者、福祉事務所等公的機関による重層的なネットワークが機能したとき、地域社会の中で困難な生活を強いられている高齢者の暮らし改善することとなる。

したがって、包括センターがネットワークのコーディネート機関として機能していくためには、各人の専門分野に囚われず、様々に、重層的なネットワークを構築していく人材が求められているものと考える。

今般の職員研修事業は、「ネットワークとは何か」、「その構築の仕方とは」等を中心に、実例を織り交ぜ研修事業を実施することとしている。併せて、各都道府県にご理解とご協力を頂きつつ、新たな実施スキームにより全国の包括センターへその効果を波及させたいと考えている。

第Ⅲ 具体的な研修内容と実施スキー

1 研修内容

包括センターが地域包括ケアネットワークの中核機関として機能し、そして維持していくためには、明確な目的意識を持ち、人材育成の観点から長期的な視点に立って計画的に職員研修を実施し、更にその成果を検証しつつ定期的に見直す仕組み(研修事業の PDCA)を導入することが、ひいては包括センターの機能強化に繋がっていく。

このため、当省において包括センターに関する五団体との連携協力体制を構築(別添)した上で、有識者(厚生省より個別に依頼した中央研修指導講師)も交えて、現在、包括センター職員研修の実施方針の策定作業を行っており、今後はこれに基づき、五団体とも協力しながら、体系的な職員研修に取り組んでいきたいと考えている。

(1) 基本コンセプト

“帰ったら実践してみようとやる気にさせる研修”を目指す！！

(2) 研修内容策定の基本方針

今年度の研修目的は、「包括センターがネットワークのコーディネート機関として機能していくためのスキルの向上」にある。

このため、①ネットワークはなぜ必要か(包括センターを中心とするネットワークが、発見し支えるシステムとしていかに意味のあるものかと言うこと)、②ネットワークにはどのようなものがあるのか(ネットワークとは実は多様なものであるということ)、③どうやって作ってきたか、④ネットワーク構築のポイント(結局は地域に溶け込むことか?)等ネットワーク構築までのプロセスを丁寧に実例を混ぜながら、自分も実践してみようという気持ちになるような意識啓発を目指して研修会を実施する。

(3) カリキュラムと講師

現在策定中

地域包括ケア推進指導者養成事業(中央研修分)受託事業者との協働作業

(注)本件については、「地域包括支援センター職員研修関係機関連携会議企画委員会(別添名簿)」において具体的な検討を進めいくこととしている。

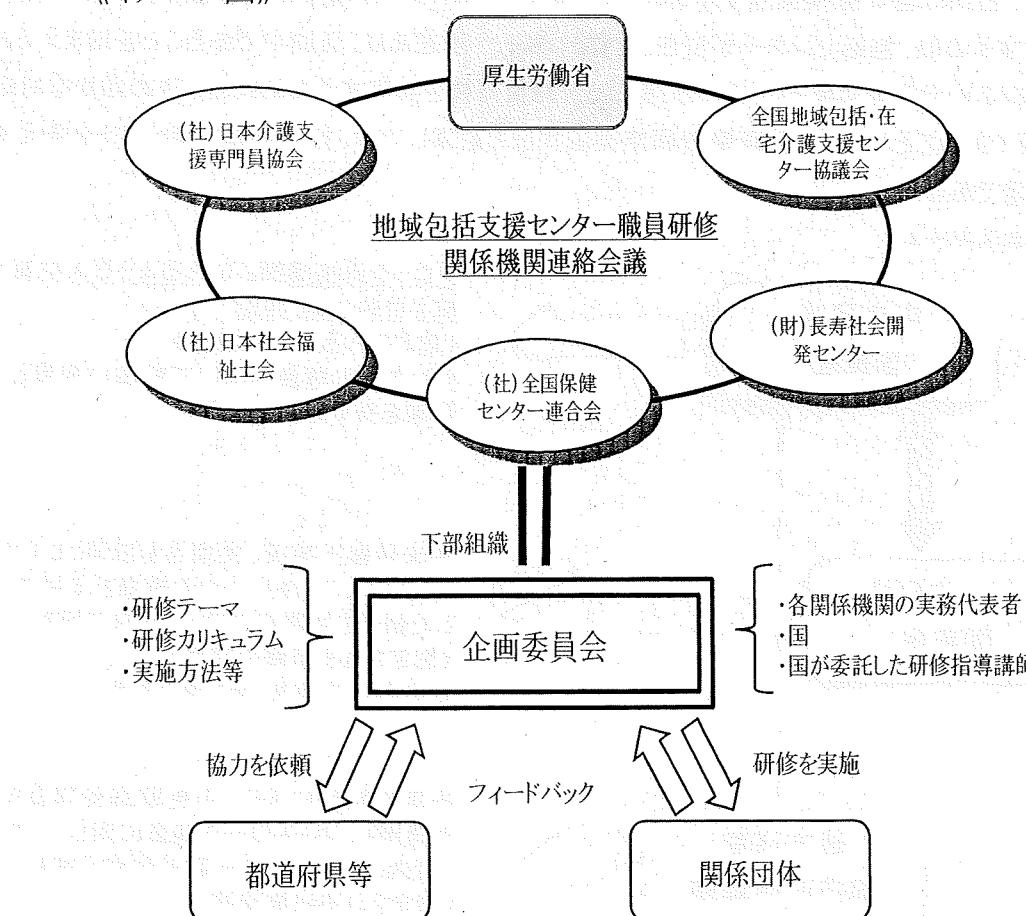
(別添)

地域包括支援センター職員研修 関係機関連携体制の構築について

(趣旨)

地域包括支援センターは、住み慣れた地域での安心した暮らしを支える地域包括ケアの中核機関であり、この活動の良否が地域包括ケアの質を決定づける。このため、高齢者の安心した暮らしを守るため日々活動する地域包括支援センターに関係する下記五団体の中央組織と厚生労働省は、地域包括支援センターのより良い活動を促すため、厚生労働省を中心に一堂に会し、初任者・現任者・指導者等各段階での職員研修の適切なあり方を検討し、実践する体制を構築することとしたものである。

《イメージ図》



2 実施スキーム

(1) 基本的考え方

包括センター職員研修は、本年度予算措置された地域包括ケア推進指導者養成事業を活用し、「中央研修」、「ブロック研修」を実施するとともに、各都道府県の判断により「中央研修受講者」を活用した「地方研修」も可能な範囲で実施していただきたいと考えている。

その上で、実際の研修が行われた後、国としては、都道府県を通じて反省点やご意見、包括センターの機能強化を見据えた研修の改善点等についてご意見を頂戴し、次年度以降の研修の見直しに繋げていきたいと考えている(注)。また、各自治体においては、介護保険事業計画における人材の確保又は質の向上に資する事業に役立てて頂きたい。なお、本件に関する都道府県への各種ご依頼については、国の今年度の予算措置、法令上の具体的な根拠は特にないことから、あくまでも各自治体のご判断によりご協力頂ける範囲で実施するものである。

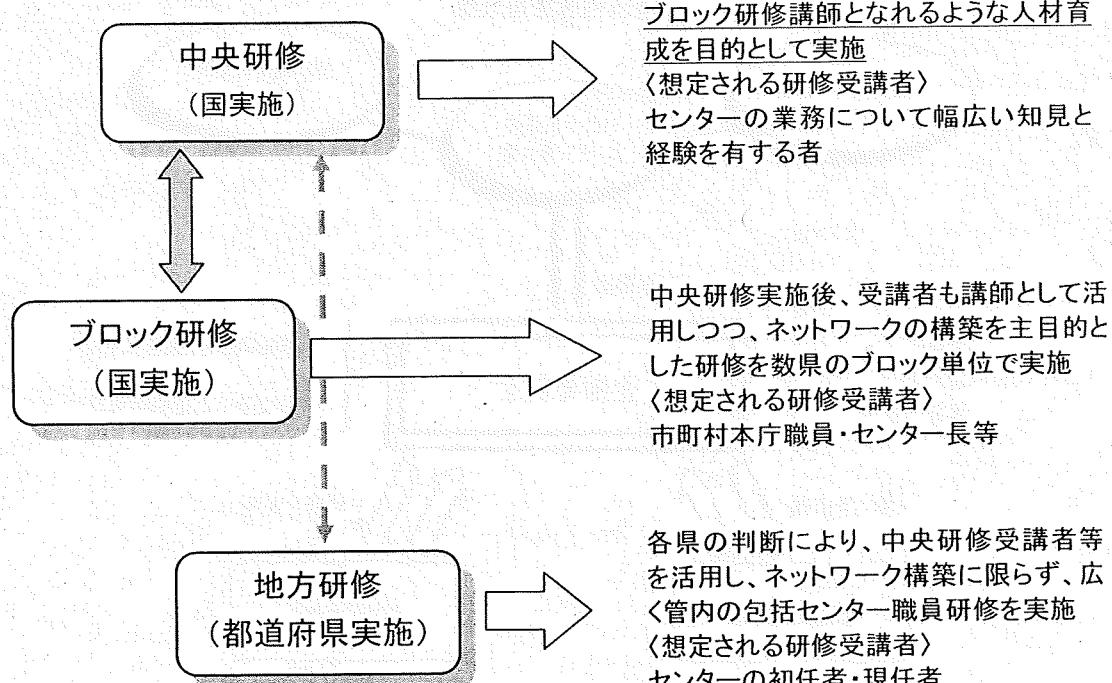
(注)研修事業のPDCAを取り入れる観点から、ご意見や改善点等について都道府県等からのフィードバックを想定しています。(詳細は後述)

(2) スキーム

中央研修、ブロック研修は国が直接実施するが、地方研修は各都道府県の判断によることとなるが、中央研修受講者等を活用し、ネットワーク構築のみならず幅広い研修の実施についてご協力をお願いしたい。

なお、当面は国が直接実施するブロック研修で、ネットワーク構築を中心としたスキルアップを目指すものの、包括センターが現在、全国に四千か所超あり、増加中であることを踏まえると、より幅の広い分野を対象とし、かつ充実した全職員研修を実施するためには、決め細かな対応が必要であることから、都道府県の研修実施状況も勘案しつつ、地方研修へのシフトを考えていく予定である。

(基本スキーム)



(3) 今年度の実施事業と対象者の考え方

本年度予算措置された地域包括ケア推進指導者養成事業は、2年間で全包括センター長等について研修を実施することを目標としている。今年度は中央研修、ブロック研修合わせて、概ね一千五百人の研修受講を想定し、かつ受講者の移動面も考慮し、ブロック研修ではあるものの、全国15か所(1か所最大120人)で実施する事業計画とする予定である。都道府県においては、包括センター等への周知方ご協力願いたい。詳細は後述。(注)来年度の実施は予算措置状況による。

- ①中央研修事業
- ②ブロック研修事業
- ③振り返り研修会開催(※中央研修受講者対象)

(4) 今後の予定

時 期	中央研修関係	ブロック研修関係	備 考
6月15日	研修事業の見直し全体説明		
7月中	研修実施方法等の 詳細お知らせ 中央研修受講者の推薦依頼		ご協力を お願いします
8月頃		研修実施方法等の 詳細お知らせ	
9月頃	中央研修内容のお知らせ		
9月頃	中央研修の実施		
11月～1月		ブロック研修の実施	参加者直接募集
随時	地方研修の実施		
2月頃	振り返り研修会の実施		
2月頃	改善点等のフィードバック		直接ご説明頂ければ幸いです
3月中	新たな研修方針のお知らせ		

(5) 実施体制

国が実施する中央研修事業及びブロック研修事業については、先述の通り、下記の団体と十分連携した上で、実質的な共催(形式的には協力機関)により実施することとしているので、都道府県において地方研修を実施する場合についても、本ケースを参考とされ、地元の関係機関との十分な連携に努められるよう願いたい。

(財)長寿社会開発センター	(社)日本社会福祉士会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会	(社)全国保健センター連合会
(社)日本介護支援専門員協会	

なお、上記団体との連携は、今後は、この中央研修及びブロック研修に限らず、幅広い連携体制を構築していく予定としている。

2 中央研修の概要

(1) 実施時期 平成22年9月下旬(予定)

(但し、出席者の都合も考慮し、概ね半数ずつ2回に分けて実施)

(2) 場所 都内を予定。(詳細は未定)

(3) 研修日数 1泊2日

(4) 受講対象者・受講者数

- ・地域包括支援センターに勤務するセンター長又はセンター長に準ずる職員等
- ・1回80名(最大) 2回に分割して実施
- ・受講者の選定は、当省より都道府県に対して依頼する。

(5) 受講者の旅費

受講者の旅費(鉄道賃、航空賃、宿泊料等)は、本研修会が、ブロック研修会の講師養成にあることから、「国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年4月30日法律第114号)」に基づき、厚生労働省で負担する。

(6) 実践後レポートの取りまとめ

研修実施から一定期間後に、中央研修受講者に、現場での実践を踏まえた経験を実践後レポートとして提出を依頼し、とりまとめを行う。

※ 本レポートは、研修の効果測定と、年度末頃に予定する取組報告会(振り返り研修、下記のとおり)に活用することを想定して実施するもの。

(7) 振り返り研修の概要

中央研修、ブロック研修終了後、現場での経験を踏まえた報告会を実施する。

【報告会の概要】

・実施時期

・平成23年2月下旬(予定)

・日数 1日(4時間程度)

・参加対象者 (2)の研修の参加者

・参加者の旅費

※ 本研修会は、任意参加とすることから、大変申し訳ありませんが、参加者の旅費は各センターで負担願います。

(注)中央研修事業は、今後、入札により委託事業者を決定する予定でいるため、日時や場所等詳細については、現段階では未定である。

2 ブロック研修

本研修事業も入札により委託事業者を決定するため、現段階では未定であるが、概ね下記のブロックに分割して実施する予定で検討中である。

(概要)

・全国を12ブロックに分割して、総数15回実施。1回あたり最大120名。

・日程は一泊二日を予定。

・時期は11月～1月頃を想定しているが詳細については未定。場所も未定。

・受講者の旅費は各センターの負担。

(注)但し、当該旅費については、地域支援事業交付金(包括的支援事業)に算入して差し支えないものとする。

・日程の都合等によりやむを得ない場合はブロックを越えた受講も可能とする。

(予定)

	ブロック名	地域	含まれる都道府県	数	受講対象者数	想定受講者数	実施回数
1	Aブロック	北海道	北海道	1	250	100	1
2	Bブロック	北日本	青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島	6	425	120	1
3	Cブロック	北関東	茨城、栃木、群馬、新潟、千葉、埼玉、長野	7	743	240	2
4	Dブロック	南関東	東京、神奈川、山梨	3	662	240	2
5	Eブロック	東海	静岡、愛知、岐阜、三重	4	412	120	1
6	Fブロック	北陸	富山、石川、福井	3	124	70	1
7	Gブロック	近畿	滋賀、京都、奈良、大阪、和歌山、兵庫	6	572	240	2
8	Hブロック	中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	5	253	100	1
9	Iブロック	四国	香川、徳島、愛媛、高知	4	113	60	1
10	Jブロック	北九州	福岡、佐賀、長崎、大分	4	249	100	1
11	Kブロック	南九州	熊本、宮崎、鹿児島	3	210	100	1
12	Lブロック	沖縄	沖縄	1	43	43	1
				47	4,056	1,533	15

(注)申し込みは、各センターから委託事業者への直接申し込みとし、申し込み順による受付とす
る予定ですが、各都道府県及び市町村の判断により、各回や来年度との振り分け調整を行
っていただいて構いません。

第IV 最後に ~ 都道府県にご協力をお願いしたいこと ~

【研修実施への協力】

- 市町村及び包括センターへこの全体構想と包括センター職員の研修会出席及びそれに必要な予算措置に関する協力依頼を伝達願いたいこと
→ 研修会出席旅費については、地域支援事業交付金(包括的支援事業)への予算計上をお願いします。(市町村)
- 都道府県職員におかれても、希望に応じ、ブロック別研修への参加をお願いします。
- 中央研修参加者の推薦をお願いしたいこと
→ 本件に関しましては、正式に公文書でお願いする予定です。

【地方研修の実施】

- これまでの地域包括支援センター職員研修(地方研修)の継続的な実施をお願いしたいこと
→ これまで実施してきた地域包括支援センター職員への研修については、都道府県で策定する介護保険事業支援計画を踏まえ、引き続き研修実施への積極的な取組みをお願いします。市区町村単独ではなかなか研修の実施は困難であるという声もお聞きするところであります。都道府県における研修事業のコーディネートをお願いします。

【地方研修実施にあたってのお願い】

- ① 地域包括支援センター職員研修関係機関連携会議で決定した基本方針を踏まえたものとするよう努めていただきたくようお願いします。
- ② 都道府県単位での地域包括支援センター職員研修関係機関連携会議と同様の枠組みを構築し研修の実施に努めていただくようお願いします。
- ③ 地方研修等における反省点や改善要望等について、情報の提供をお願いしたいこと
→ PDCA サイクルを確立することが大事だと考えており、そのためには、実情の把握が必要であるため、積極的な情報提供をお願いします。

以上、ご協力方よろしくお願いいたします。